

子ども若者支援課

港区高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくりの実施場所及び実施時期について

1 経緯

区は、高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり（以下「本事業」という。）の実施場所について、高校生世代と有識者で構成された高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）における居場所の立地に係る意見を踏まえて物件調査を行い、令和7年5月30日付で物件の賃貸借契約を締結しました。その後、令和8年4月の事業実施に向け準備を進めてきました。

2 実施場所の概要

- (1) 所在地 港区浜松町一丁目27番17号 三和ビル2階
- (2) 面積 372.21㎡
- (3) その他 鉄道3駅利用可、1階コンビニエンスストアあり

3 実施時期

実施時期については、以下の理由により、令和8年4月から令和9年1月に変更します。

(1) 用途の検討

本事業は、児童福祉法に規定が無く、全国的にも取組事例が少ないため、建築基準法上の用途については、明確な定めがないことから「事務所」又は「児童福祉施設」の用途を想定の上、実施場所を選定しました。

実施場所における区の専有部分については、令和7年4月に関係法令及び制約条件等に関する調査を行い、階段の手すりや誰でもトイレの設置等の改修工事を行うことにより、本事業を「児童福祉施設」の用途で実施できることを確認しました。

「児童福祉施設」に用途変更する場合、物件所有者や設計事業者等と協議したところ、建物全体に修繕が及ぶ可能性があり、整備期間の延長や整備費用の大幅な増加が見込まれることが判明したため、用途変更した場合の影響範囲の検証をするとともに、本事業の対象者や事業内容等を踏まえて、「事務所」用途としました。

(2) 安全対策の検討

内装工事については、高校生世代等が安心してひとりで過ごせる空間を整備するため、設計事業者と協議の上、基本設計から実施することとしました。

基本設計においては、設計案を用いて、検討委員会への意見照会や、類似施設を運営しているNPO法人等にヒアリングを行い、室内のレイアウトや利用者の導線など細部に渡り検討しました。

検討の結果、利用者の安全性をより確保する観点から、既存トイレの個室化や天井高を下げ排煙機能が向上する等の追加工事を行う必要が生じたことから、整備期間が想定より長くなる見込みとなりました。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月 実施設計着手

令和8年 5月 物件所有者による内装工事着工

11月 竣工、空気環境測定等

12月 運営事業者による開設準備

令和9年 1月 事業実施